

証券投資信託約款変更に関する書面決議のお知らせ

このたび、当社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、2025年2月14日をもって投資信託約款の変更（以下「約款変更」といいます。）をすること（以下「各ファンドの議案」といいます。）に関して、2025年1月15日に書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース

野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース

野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース

野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース

2. 約款変更の内容および理由

本書面決議の議案（重大な約款変更）は以下になります。

「野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース」、「野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース」、「野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース」および「野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース」（以下「各ファンド」といいます。）は、外国投資法人であるウエスタン・アセット・マクロ・オポチュニティーズ・オルタナティブズ・ファンド（以下「投資対象ファンド」といいます。）および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンドへの投資を通じて、世界各国の債券等を実質的な主要投資対象とし、先物取引、スワップ取引、オプション取引等のデリバティブ等を実質的な主要取引対象として、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なって参りました。

今般、各ファンドの投資対象ファンドについて、元戦略である「マクロ・オポチュニティーズ戦略」の運用を終了することが決定され、運用方針、投資ガイドライン、ファンド名等を変更する手続きがとられることとなり、約款の運用方針に定める投資対象ファンドの名称について「ウエスタン・アセット・ダイナミック・クレジット・オポチュニティーズ・ファンド」へ変更する約款変更を行なうため、約款変更に関する書面決議の手続きをとることといたしました。

詳細は、投資信託約款変更案および投資対象とする外国投資法人の概要変更案の新旧対照表をご参照ください。

投資信託約款変更案の新旧対照表

1.

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
運用の基本方針	運用の基本方針
<略>	<同左>
<p>1. 基本方針 <略></p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 外国投資法人である<u>ウエスタン・アセット・ダイナミック・クレジット・オポチュニティーズ・ファンド</u>ー円ヘッジ・毎月分配クラスの円建ての外国投資証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。</p> <p>(2) 投資態度 ① <u>ウエスタン・アセット・ダイナミック・クレジット・オポチュニティーズ・ファンド</u>ー円ヘッジ・毎月分配クラスの外国投資証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の場合においては、<u>ウエスタン・アセット・ダイナミック・クレジット・オポチュニティーズ・ファンド</u>ー円ヘッジ・毎月分配クラスの外国投資証券への投資を中心とします ※が、各証券への投資比率には特に制限は設けず、各証券の収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。 ※ 通常の場合においては、<u>ウエスタン・アセット・ダイナミック・クレジット・オポチュニティーズ・ファンド</u>ー円ヘッジ・毎月分配クラスの外国投資証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。</p> <p>② <略> ③ <略></p> <p>3. 収益分配方針 <略></p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等) 第 16 条 委託者は、信託金を、外国投資法人である<u>ウエスタン・アセット・ダイナミック・クレジット・オポチュニティーズ・ファンド</u>ー円ヘッジ・毎月分配クラスの円建ての外国投資証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図し</p>	<p>1. 基本方針 <同左></p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 外国投資法人である<u>ウエスタン・アセット・マクロ・オポチュニティーズ・オルタナティブズ・ファンド</u>ー円ヘッジ・毎月分配クラスの円建ての外国投資証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。</p> <p>(2) 投資態度 ① <u>ウエスタン・アセット・マクロ・オポチュニティーズ・オルタナティブズ・ファンド</u>ー円ヘッジ・毎月分配クラスの外国投資証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の場合においては、<u>ウエスタン・アセット・マクロ・オポチュニティーズ・オルタナティブズ・ファンド</u>ー円ヘッジ・毎月分配クラスの外国投資証券への投資を中心とします ※が、各証券への投資比率には特に制限は設けず、各証券の収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。 ※ 通常の場合においては、<u>ウエスタン・アセット・マクロ・オポチュニティーズ・オルタナティブズ・ファンド</u>ー円ヘッジ・毎月分配クラスの外国投資証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。</p> <p>② <同左> ③ <同左></p> <p>3. 収益分配方針 <同左></p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等) 第 16 条 委託者は、信託金を、外国投資法人である<u>ウエスタン・アセット・マクロ・オポチュニティーズ・オルタナティブズ・ファンド</u>ー円ヘッジ・毎月分配クラスの円建ての外国投資証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図し</p>

<p>ます。＜以下略＞</p> <p>② ＜略＞</p>	<p>ます。＜同左＞</p> <p>② ＜同左＞</p>
------------------------------	------------------------------

＜対象ファンド＞

野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド A コース

野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド C コース

2.

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>運用の基本方針</p>	<p>運用の基本方針</p>
<p>＜略＞</p>	<p>＜同左＞</p>
<p>1. 基本方針</p> <p>＜略＞</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>＜同左＞</p>
<p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>外国投資法人である<u>ウエスタン・アセット・ダイナミック・クレジット・オポチュニティーズ・ファンド</u>ー円ヘッジなし・毎月分配クラスの円建ての外国投資証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマースヤル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>ウエスタン・アセット・ダイナミック・クレジット・オポチュニティーズ・ファンド</u>ー円ヘッジなし・毎月分配クラスの外国投資証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、<u>ウエスタン・アセット・ダイナミック・クレジット・オポチュニティーズ・ファンド</u>ー円ヘッジなし・毎月分配クラスの外国投資証券への投資を中心とします※が、各証券への投資比率には特に制限は設けず、各証券の収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。</p> <p>※ 通常の状態においては、<u>ウエスタン・アセット・ダイナミック・クレジット・オポチュニティーズ・ファンド</u>ー円ヘッジなし・毎月分配クラスの外国投資証券への投資比率は、概ね 90% 以上を目処とします。</p> <p>② ＜略＞</p> <p>(3) ＜略＞</p>	<p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>外国投資法人である<u>ウエスタン・アセット・マクロ・オポチュニティーズ・オルタナティブズ・ファンド</u>ー円ヘッジなし・毎月分配クラスの円建ての外国投資証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマースヤル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>ウエスタン・アセット・マクロ・オポチュニティーズ・オルタナティブズ・ファンド</u>ー円ヘッジなし・毎月分配クラスの外国投資証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、<u>ウエスタン・アセット・マクロ・オポチュニティーズ・オルタナティブズ・ファンド</u>ー円ヘッジなし・毎月分配クラスの外国投資証券への投資を中心とします※が、各証券への投資比率には特に制限は設けず、各証券の収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。</p> <p>※ 通常の状態においては、<u>ウエスタン・アセット・マクロ・オポチュニティーズ・オルタナティブズ・ファンド</u>ー円ヘッジなし・毎月分配クラスの外国投資証券への投資比率は、概ね 90% 以上を目処とします。</p> <p>② ＜同左＞</p> <p>(3) ＜同左＞</p>
<p>3. 収益分配方針</p> <p>＜略＞</p>	<p>3. 収益分配方針</p> <p>＜同左＞</p>
<p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第 16 条 委託者は、信託金を、外国投資法人である<u>ウエスタン・アセット・ダイナミック・クレジ</u></p>	<p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第 16 条 委託者は、信託金を、外国投資法人である<u>ウエスタン・アセット・マクロ・オポチュニテ</u></p>

<p>ット・オポチュニティーズ・ファンドー円ヘッジなし・毎月分配クラスの円建ての外国投資証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。〈以下略〉</p> <p>② 〈略〉</p>	<p>ィーズ・オルタナティブズ・ファンドー円ヘッジなし・毎月分配クラスの円建ての外国投資証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。〈同左〉</p> <p>② 〈同左〉</p>
---	---

〈対象ファンド〉

野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド B コース

野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド D コース

投資対象とする外国投資法人の概要変更案の新旧対照表

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>〈投資対象ファンド名〉 <u>ウエスタン・アセット・ダイナミック・クレジット・オポチュニティーズ・ファンド</u></p> <p>《運用の基本方針》 主要投資対象 世界各国の債券等（<u>米国の社債・国債・地方債、先進国の投資適格債、ハイ・イールド債券、新興国の社債・国債、国際機関債、モーゲージ証券、資産担保証券、企業向け貸付債権（バンクローン）等</u>）および先物取引、スワップ取引、オプション取引等のデリバティブ等</p> <p>投資方針 ・<u>世界各国の債券等（投資適格債、ハイ・イールド債、国債（新興国の国債を含む）、社債、MBS/ABS などの証券化商品等）を主要投資対象とし、先物取引、スワップ取引、オプション取引等のデリバティブ等を利用しつつ、トータル・リターンを最大化を目的として一貫性のある堅実な運用を行なうことを基本とします。</u> ・ポートフォリオの構築にあたっては、世界各国の債券をコア資産として、先物取引、スワップ取引、オプション取引等のデリバティブ等を利用し、多様な投資機会を追求します。 ・通常の場合においては、ポートフォリオの平均デュレーションは<u>0年から+10年</u>程度の範囲とすることを基本とします。 〈削除〉</p> <p>・円ヘッジ・毎月分配クラスは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないません。</p>	<p>〈投資対象ファンド名〉 <u>ウエスタン・アセット・マクロ・オポチュニティーズ・オルタナティブズ・ファンド</u></p> <p>《運用の基本方針》 主要投資対象 世界各国の債券等（<u>米国の国債・地方債・社債、先進国の国債・社債、ハイ・イールド債券、新興国の国債・社債、国際機関債、モーゲージ証券、資産担保証券、企業向け貸付債権（バンクローン）等</u>）および先物取引、スワップ取引、オプション取引等のデリバティブ等</p> <p>投資方針 ・世界各国の債券等を主要投資対象とし、先物取引、スワップ取引、オプション取引等のデリバティブ等を<u>主要取引対象とし、トータル・リターンの最大化を目的として一貫性のある堅実な運用を行なうことを基本とします。</u></p> <p>・ポートフォリオの構築にあたっては、世界各国の債券をコア資産として、先物取引、スワップ取引、オプション取引等のデリバティブ等を利用し、多様な投資機会を追求します。 ・通常の場合においては、ポートフォリオの平均デュレーションは<u>-5年から+10年</u>程度の範囲とすることを基本とします。 ・通常の場合においては、ポートフォリオの平均格付は <u>BBB 格もしくはそれと同等以上となるよう維持することを基本とします。</u> ・円ヘッジ・毎月分配クラスは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないません。</p>

<p><以下略></p> <p>主な投資制限 <u>・非米ドル建て証券への投資割合に関する投資制限を設けません。</u> <u>・非米ドル通貨のエクスポージャーの合計の投資割合に関する投資制限を設けません。</u></p> <p><u>・投資適格未満の格付を付与された証券への投資割合に関する投資制限を設けません。</u></p> <p><u>・新興国市場の発行体が発行する証券への投資割合に関する投資制限を設けません。</u></p> <p><以下略></p> <p>収益分配方針 <略></p> <p>償還条項 <略></p> <p>《主な関係法人》 投資顧問会社 <略></p> <p>副投資顧問会社 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社</p> <p>管理事務代行会社 保管会社 名義書換事務受託会社 <略></p> <p>《管理報酬等》 信託報酬 純資産総額の <u>0.40%</u> (年率)</p> <p>申込手数料 <略></p> <p>信託財産留保額 <略></p> <p>その他の費用 <略></p>	<p><同左></p> <p>主な投資制限 <u>・非米ドル建て証券への投資割合は、取得時において純資産総額の 75%を上限とします。</u> <u>・非米ドル通貨のエクスポージャーの合計の投資割合は、各資産取得時および各取引実行時において純資産総額の 50%を上限とします。</u> <u>・投資適格未満の格付を付与された証券（一般的に認められた格付機関により、投資適格未満の格付を付与された証券（同等の信用度を有すると投資顧問会社が判断するものを含みます。））への投資割合は、取得時において純資産総額の 50%を上限とします。</u> <u>・新興国市場の発行体が発行する証券への投資割合は、取得時において純資産総額の 50%を上限とします。</u></p> <p><同左></p> <p>収益分配方針 <同左></p> <p>償還条項 <同左></p> <p>《主な関係法人》 投資顧問会社 <同左></p> <p>副投資顧問会社 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社 <u>ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・DTVM・リミターダ</u> <u>ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド</u></p> <p>管理事務代行会社 保管会社 名義書換事務受託会社 <同左></p> <p>《管理報酬等》 信託報酬 純資産総額の <u>0.90%以内</u> (年率)</p> <p>申込手数料 <同左></p> <p>信託財産留保額 <同左></p> <p>その他の費用 <同左></p>
---	---

3. 変更の適用予定日

2025年2月14日

4. 諸手続きについて

2024年12月4日時点の各ファンドの受益者の皆様に対して、後日、各ファンドの議案に関する議決権行使書面を送付いたしますので、書面決議について議決権を行使される受益者の方は、2025年1月14日（必着）までに、議決権行使書面に必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。なお、議決権を行使されない受益者の方は、各ファンドの投資信託約款第42条第3項の規定により、各ファンドの議案について賛成するものとみなされます。また、各ファンドの議案は互いに独立しており、書面決議の結果、否決されたファンドについては約款変更を行ないません。その場合は「主要投資対象とする外国投資法人の外国投資証券が存続しないこととなる場合」に実質的に該当すると考えられることから、投資信託約款第37条第2項の規定に基づき、信託を終了（繰上償還）する予定です。

各ファンドの議案が可決された場合（各ファンドそれぞれにおいて、賛成する受益者の方の受益権の合計口数が、2024年12月4日時点の各ファンドの受益権の総口数の3分の2以上となった場合）は、各ファンドの約款変更の届出を行ない、2025年2月14日に約款変更いたします。

書面決議の結果にかかわらず、取扱販売会社においては、書面決議前と同様に、通常通り換金（解約）のお申込みをお受けいたします。

各ファンドは、受益者の方が換金（解約）のお申込みを行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により当該受益者の方に対して解約代金が支払われます。

そのため、各ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第18条第2項に定める委託者指図型投資信託に該当し、各ファンドの議案に反対された受益者の方が受託会社に対して投信法第18条第1項に定める受益権の買取請求を行なうことはできません。

以上

2024年12月4日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
野村アセットマネジメント株式会社